

トピックス

- I. 改正インド会社法案—成立間近か？重要ポイントを探る（執筆者：久保光太郎、鈴木多恵子、今泉勇）
II. カンボジア法の特徴と運用上の留意点（執筆者：久保光太郎、煎田勇二、小山晋資）

I. 改正インド会社法案—成立間近か？重要ポイントを探る

2012年12月18日、インド会社法案(Companies Bill, 2012。以下「会社法案」といいます。)が下院議会(Lok Sabha)の承認を受けました。現行インド会社法は1956年に施行されて以来、多少の修正はありつつも基本的枠組みは維持されたまま今日に至っていますが、いよいよ抜本的な法改正に向けて大きな一歩を踏み出しました。改正の主な背景には、①大手IT企業サティアム等の粉飾決算を受けて、コーポレート・ガバナンスの強化の必要性が高まったこと、②施行から60年以上を経過して時代遅れの規定も散見されるようになったこと等があります。

会社法案は、インドに新規に進出する日系企業のみならず既に進出済みの日系企業にとっても大きなインパクトがあると考えられます。会社法案が提案する改正点は多岐にわたりますが、以下、今後インドに進出する日系企業が注意すべきポイントを解説します。

1. 企業合併・買収に関する変更

現行法上、インド会社と外国会社との合併については規定がなく認められないと解されてきました。これに対して、会社法案は、インド会社と外国会社との合併を認めています。ただし、どの国の会社との合併が認められるかについては、インド政府が別途認めることとしています。また、合併関連の他の改正点としては、現金や預託証券(Depository Receipt)を合併対価とすることも提案されており、これが実現すればインド企業を買収する際の自由度が増すこととなります。

さらに、現行法では、少数株主から強制的に株式を取得するスクイズアウトの手法が限られており、例えば上場会社に対して公開買付を実施した場合でも、少数株主が公開買付に応募しなかった場合、当該会社を完全子会社化することが困難でした。この点、会社法案は、公開買付等により90%以上の株式を取得した場合、少数株主から強制的に株式を買い取る制度を提案しております。

2. 取締役会の構成に関する変更

インドに進出している多くの日系企業にとって最も重要な改正点の一つは、取締役会の構成に関する変更です。まず、会社法案は、非公開会社(Private Company)においても、インドの居住者である取締役を1名以上選任しなければならないとすることを提案しています。日本人であってもインドの居住者であると認められますが、そのためには、前年に182日以上インドに滞在していることが必要です。

また、会社法案上、上場企業は、全取締役のうち3分の1以上を独立取締役とすることを必要とし、さらに、特定の会社

(おそらく上場会社と一定の規模の公開会社に限られると予想されます。)は、女性の取締役を1名以上選任することを必要とすることも提案されています。

取締役会については、他にも、電磁的方法による招集通知の発送や、ビデオ会議により参加した取締役も出席者として定数にカウントされることが法令上認められること等の変更が提案されており、これらが実現すれば、今後日系企業にとっても活用が期待されます。

3. 一人会社の設立が可能に

日本の会社法上は株主が1人のみの会社が認められています。この点、インド会社法では、従来、非公開会社であっても最低2人の株主が必要とされてきましたが、会社法案は株主が1人の会社である一人会社(One Person Company)を認めることを提案しています。なお、一人会社の株主は自然人のみを想定しているかのような条文があるため、法人が株主になることができるのかに関しては、インドの専門家の間で見解が分かれています。この点、日系企業がインドに100%子会社を作る場合、取締役就任予定の個人や関連会社に対して少数の株式を付与することで最低株主数の制限を満たす必要がありました。法人が一人会社の株主になることができるとされた場合、いわゆる名義株主を設定せずに100%子会社を設立することができるようになります。

4. CSR(企業の社会的責任)の義務化

会社法案は、一定規模以上の会社¹は、取締役会の中に、取締役3名以上、うち最低1名は独立取締役から構成されるCSR委員会を設置することを提案しています。取締役会にはCSR活動の実施を確保する努力義務があり、過去3年間の事業年度の平均純利益の最低2%を、CSR委員会が作成したCSR Policyに則って拠出しなくてはならないとされています。

以上、会社法案の重要ポイントを簡単にご紹介しましたが、現時点では会社法案の成否は不透明です。これまで会社法改正法は、2009年以降、複数回にわたり国会に上程されていますが、いずれも廃案となっています。会社法案が正式に法制化されるためにはこの後、上院議会(Rajya Sabha)及び大統領による承認を経る必要があります。今後はその行方に注目する必要があるでしょう。

¹ 一事業年度内において、純資産が50億インドルピー以上、売上高が100億インドルピー以上、又は純利益が5000万インドルピー以上であることが要件とされています。

II. カンボジア法の特徴と運用上の留意点

近年、カンボジアは成長市場アジアの一部として日系企業の注目を集めています。今回は、カンボジアへの進出を検討する第一歩として、カンボジアの法制度の特徴と運用上の留意点を報告します。

1. カンボジア法の特徴

① 外資規制が少ない

カンボジアは、他のアジア諸国と異なり外資規制が少ないのが特徴であると言われます。法律上、内外資平等が定められており、実際多くの事業分野において外資 100%出資による現地法人を設立することが可能です。ただし、外国人²はカンボジア国内の土地を所有することが認められていません。現地の日系企業の多くは土地を賃借³することにより工場等の建物を保有しています。

② ビジネスの基本となる法律は整備済み

カンボジアは、旧宗主国であるフランスの法律を継受したため、基本的には日本と同じシビル・ロー(大陸法)の国に属します。シビル・ローの国においては、一般に議会の制定した成文法が重視されます。この点、カンボジアでは、民法、会社法、投資法、労働法等のビジネスの基盤となる法律は一応一通り整備されています。特に、2011年に施行された民法に関しては、日本政府の支援によって起草されたため、日本の民法の内容に近く、日本の実務家には理解しやすいものとなっています。

2. 運用上の留意点

カンボジアの法制度は一見すると整っており、内容もわかりやすいように思われますが、他方で、実際に事業進出すると実務上留意しなければならない運用上の問題点がいくつかあります。

① 当局の裁量の問題

まず、基本的な法律の多くは最近、2000年代に入ってから制定されたものであり、運用上ないし判例上、いまだ解釈が定まっていない論点が多く残されています。また、一定の規制業種(例えば、銀行業や流通業等)を行うためには、ライセンス(許認可)が必要になる場合がありますが、細目を定める規則等までは整っていないことが往々にしてあります。その結果、規制業種のライセンス付与に当たって当局の裁量が大きくなり、かかる裁量を通じて、カンボジア人(企業)が事実上優遇される場合があります。また、カンボジアでは賄賂が横行していると言われていますが、当局の裁量が大きいことが賄賂の温床の一つとなっていると言えます。

② 少数株主の保護の問題

カンボジア人(企業)との間で合併を行う場合、少数株主の扱

いに関して留意する必要があります。

まず、会社法の原則としては、株主総会の普通決議については出席株主の過半数、特別決議⁴については出席株主の3分の2以上の賛成が必要とされていますが、かかる原則が定款により修正されている場合が少なくありません。カンボジアでは少数株主保護の見地から、定款上、株式の発行、合併、清算等の重要事項に際しては全株主の同意が要求されている場合が少なくはなく、第三者により設立されたカンボジアの会社に出資する場合等、既存の定款がそのまま利用される場合には注意する必要があります。

また、仮に定款において全株主の同意が必要であると明記されていない場合でも、合併や清算等の会社の少数株主に対して大きな影響を与える事項については、法律及び定款の決議要件を満たしたとしても、少数株主が反対している限り、商業省(Ministry of Commerce)が事実上登記申請を受理しない場合があります。

上記のとおり、カンボジアは日系企業にとって法制度上、魅力的な点が多い一方で、今後の発展のための過渡期的な歪みがあることも否定できません。現時点では、これらの問題に対しては有効な解決策を出しづらいつ場合もありますが、カンボジアにおける羅針盤として、現地事情に通じた信頼できる外部専門家に依頼の上、慎重に対処していくことが肝要でしょう。

² 現地法人であっても外国人(企業)が49%超の株式を保有している会社は外国人とみなされます。

³ 土地を使用する方法には、期間15年未満の賃貸借と期間15年以上の長期賃貸借の2種類があります。長期賃貸借は登記することができ、登記した場合には第三者に対しても対抗できます。

⁴ 定款変更、合併、解散・清算等には特別決議が必要となります。



くぼ こうたろう 西村あさひ法律事務所
久保 光太郎 パートナー弁護士
シンガポール事務所共同代表
シンガポール事務所共同代表。5年以上にわたる海外への出向経験を生かし、現在はアジアのビジネス・ハブとなったシンガポールからインド、インドネシア、マレーシア、タイ、カンボジア等のアジア新興国のビジネス法務に携わる。



すずき たえこ 西村あさひ法律事務所
鈴木 多恵子 アソシエイト弁護士

2006年弁護士登録。以降、南・東南アジアを中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012年5月より Nishith Desai Associates 法律事務所出向中(2012年11月までムンバイオフィス、同年12月よりバンガロールオフィスに勤務)。



いまいずみ いさむ 西村あさひ法律事務所
今泉 勇 アソシエイト弁護士
2006年弁護士登録。M&A、一般企業法務に加え、インドへ進出する日系企業案件を担当。2012年9月より Khaitan&Co 法律事務所に出向中(2013年1月までムンバイオフィス、同年2月よりデリーオフィスに勤務)。



せんだ ゆうじ 西村あさひ法律事務所
煎田 勇二 アソシエイト弁護士

2006年の弁護士登録後、バンキングを中心とした金融案件を主に取り扱う。2011年より2012年まで三菱東京UFJ銀行シンガポール支店に出向。2012年10月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所にて勤務。



こやま しゅんすけ 西村あさひ法律事務所
小山 晋資 アソシエイト弁護士
2008年弁護士登録。2012年1月シンガポール事務所の開設とともに常駐し、同年6月からマレーシアの Zaid Ibrahim & Co., a member of ZICOlaw に出向。主に日系企業のマレーシア及びカンボジア等への新規進出・事業展開を ZICOlaw の現地弁護士とともに支援中。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

- (東京事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)
TEL: 03-5562-8500(代) FAX: 03-5561-9711~9714
E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/
- (ホーチミン事務所の連絡先) Room 903 Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
TEL: +84-8-3821-4432 FAX: +84-8-3821-4434
E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com
- (ハノイ事務所の連絡先) Unit V808 Pacific Place, 83B Ly Thuong Kiet, Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam
TEL: +84-4-3946-0870 FAX: +84-4-3946-0871
E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com
- (シンガポール事務所の連絡先) 8 Robinson Road, #14-00 ASO Building, Singapore 048544
TEL: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristsoverseas.com